

来年 1 月 1 日以降、市が発出する文書などは西暦を併記します

来年 5 月 1 日に元号が改められます。業務執行や市民生活に混乱を来さないよう、来年 1 月 1 日から市が発出する公文書などには、元号と西暦を併記します。

これまで、市から発出する文書は、原則として元号のみを使用していました。一方、市民に配布する印刷物、市の各種計画、報告書、統計資料などでは、必要に応じて、西暦を併記していましたが、今回、これを公文書に拡充するものです。

なお、すぐに対応することが難しいものは、対応が可能となった時点で併記します。

<併記の記載の仕方>

年の表示 平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日、平成 31 (2019) 年 3 月 31 日

年度の表示 平成 30 年度 (2018 年度)、平成 30 (2018) 年度